

平成 21 年 4 月 9 日  
預 金 保 険 機 構

## 振り込め詐欺救済法に基づいて平成 20 年度中に実施した公告について

### 1. 機構における公告の実施状況の公表について

預金保険機構においては、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づいて、振り込め詐欺被害者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的として、被害回復分配金の支払手続等に係る公告業務を平成 20 年 7 月から開始しました。

同法では、年に少なくとも 1 回公告の実施状況について公表することを求めており（法 37 条 2 項）機構において、今般、平成 20 年度中の公告について実施状況の取りまとめを行ったものです。

振り込め詐欺救済法においては、多岐にわたる公告が規定されていますが、このうち救済手続の基幹を構成するものとしては、口座名義人の権利を消滅（失権）するための預金等債権消滅手続開始公告（公告の開始は、7 月 16 日）被害者へ分配金を支払うための被害回復分配金支払手続開始公告（同 10 月 16 日）及び分配金の支払が終了した際の被害回復分配金の支払手続終了公告（同 12 月 1 日）の 3 種類があります。

これらの公告は、機構のホームページを利用して行われており（法 27 条）上記 3 公告については、原則として各月 2 回公告を実施しているほか、同時に公告した総件数、総金額等の概要についても公表しております。

なお、この公告業務を適切に実施するため、20 年 6 月 21 日の法律施行日には、当該業務を実施するための新たな組織として振込詐欺被害回復業務課を設置するとともに、当該業務に係る経理について新たな勘定である被害回復分配金支払勘定を設けたところです。

問い合わせ先 財務部・振込詐欺被害回復業務課 TEL03-3212-6076
--

## 2. 平成 20 年度に実施した主要 3 公告について

振り込め詐欺救済法においては、多岐にわたる公告が規定されていますが、機構が平成 20 年度中に実施した救済手続の基幹を構成する主要な公告の状況は、以下のとおりです。

### (1) 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

この公告は、金融機関が犯罪利用預金口座であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに、当該預金口座に係る預金等債権を消滅（失権）するための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法 5 条 1 項）。

この公告では、口座名義人が権利行使の届出等を行うために原則として 60 日の期間を設け、当該期間内に届出等が行われない場合には、預金等債権は消滅（失権）します。

機構が実施した預金等債権消滅手続開始公告（公告開始：20 年 7 月 16 日）は、公告回数 16 回、口座数 13 万 3 件、預金等債権の額 8,439 百万円となっています。

この公告により失権した口座については、次の手続として当該預金口座の権利が失権したことを明らかにするため預金等債権消滅公告が行われ、その後、原則として下記（2）の預金口座に残った債権を分配するための手続に移行します。他方、債権消滅公告に掲載された債権額が千円未満の口座については、被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告がなされ（法 8 条 3 項）機構に納付されます（法 19 条）。20 年度に公告された千円未満の口座は 48,254 件、24 百万円となっています。

### (2) 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

この公告は、預金等債権が消滅したものについて、被害者への分配金を支払うための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法 11 条 1 項）。

この公告では、被害者が支払申請を行うために原則として 60 日の期間を設けています。また、金融機関は、支払申請期間経過後、申請人が分配金の支払を受けることができる者であるか否かの決定など所定の手続を経て、分配金の支払を行います。

機構が実施した被害回復分配金支払手続開始公告（公告開始：20 年 10 月 16 日）は、公告回数 11 回、口座数 4 万 5,691 件、債権額 6,745 百万円となっています。

### (3) 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

この公告は、分配金の支払を実施した後の手続として機構が実施するもので、金融機関は支払手続が終了した場合に機構に対してこの公告の求めを行わなくてはならないとされています(法18条1項)。

この公告においては、個々の口座情報は公告対象とされておらず、支払手続を終えたものについて債権総額、支払総額及び機構への納付予定総額が掲載されます(規則31条)。

20年12月1日から開始され、21年3月31日までに実施された支払手続終了公告の消滅預金等債権の総額は、1,177百万円です。このうち被害者に対して支払われたものは657百万円で、残額の520百万円については機構に納付されることとなります(法19条)。

なお、20年12月までに支払手続終了公告を終えたもののうち被害者に支払が行われなかったもの及び千円未満のため被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告を実施したものについては、第1回目の納付金として金融機関から21年3月2日に14百万円が納付され、今後納付金は3ヶ月毎に納付される予定です。また、納付された金額については他の資金と混同することがないように、機構では納付金専用の口座を設けて分別して管理しています。

表1 「平成20年度中の主な公告の実施状況」

対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告(16回)	
金融機関数	452 先
口座数	130,003 件
対象預金等債権の額	8,439,056,179 円

消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告(11回)	
金融機関数	361 先
口座数	45,691 件
消滅預金等債権の額	6,745,162,196 円

被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(9回)	
金融機関数	211 先
消滅預金等債権の額	1,177,474,342 円
支払該当決定を受けた者に対する支払額の総額	657,043,551 円
法第十九条の規定による預金保険機構への納付予定額	520,430,791 円

(注)「口座数」「債権の額」は、各公告回数合計。「金融機関数」は、各公告回数合計ではなく純計。

表2 平成20年度中の主な公告の各回毎の実施状況

対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告(第1回-第16回)

	金融機関数	口座数(件)	対象預金等債権の額(円)	内 千円未満の口座	
				口座数(件)	対象預金等債権の額(円)
第1回(平成20年7月16日)	120	6,031	1,694,634,858	1,715	854,800
第2回(平成20年8月1日)	156	7,605	921,475,430	3,439	1,575,604
第3回(平成20年8月18日)	171	13,462	1,178,303,507	8,783	3,850,217
第4回(平成20年9月1日)	167	13,217	855,470,661	8,600	4,094,735
第5回(平成20年9月16日)	156	13,836	623,614,979	7,717	3,797,986
第6回(平成20年10月1日)	143	10,913	469,763,451	4,733	2,296,420
第7回(平成20年10月16日)	143	6,099	279,082,197	1,477	803,064
第8回(平成20年11月4日)	132	5,739	317,844,285	1,896	942,842
第9回(平成20年11月17日)	120	5,320	459,140,090	2,507	1,463,236
第10回(平成20年12月1日)	119	5,820	191,093,484	3,675	2,081,555
第11回(平成20年12月16日)	128	7,341	152,055,797	4,181	2,320,635
第12回(平成21年1月16日)	151	12,643	616,623,156	9,315	3,968,186
第13回(平成21年2月2日)	115	4,574	138,923,825	3,535	1,395,309
第14回(平成21年2月16日)	94	4,840	170,569,620	3,344	1,610,678
第15回(平成21年3月2日)	102	5,075	197,414,266	3,589	1,809,119
第16回(平成21年3月16日)	104	7,488	173,046,573	5,933	2,948,943
合計	(延べ) 2,121	130,003	8,439,056,179	74,439	35,813,329

消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告(第1回-第11回)

	金融機関数	口座数(件)	消滅預金等債権の額(円)
第1回(平成20年10月16日)	83	3,952	1,571,489,595
第2回(平成20年11月4日)	119	3,849	822,876,470
第3回(平成20年11月17日)	126	4,624	1,141,535,031
第4回(平成20年12月1日)	129	4,318	782,340,514
第5回(平成20年12月16日)	124	6,300	617,349,646
第6回(平成21年1月5日)	115	6,089	450,796,756
第7回(平成21年1月16日)	103	4,584	258,530,195
第8回(平成21年2月2日)	108	3,681	294,883,974
第9回(平成21年2月16日)	97	2,871	452,368,395
第10回(平成21年3月2日)	91	2,274	199,725,660
第11回(平成21年3月16日)	86	3,149	153,265,960
合計	(延べ) 1,181	45,691	6,745,162,196

被害回復分配金の支払手続が終了した旨等の公告

	金融機関数	消滅預金等債権の額(円)	支払該当者決定を受けた者に対する支払額の総額(円)	法第十九条の規定による預金保険機構への納付予定額(円)
(平成20年12月1日)	6	5,340,861	5,340,854	7
(平成20年12月9日)	1	163,600	0	163,600
(平成20年12月16日)	4	7,450,440	7,440,574	9,866
(平成21年1月5日)	11	13,888,847	9,733,754	4,155,093
(平成21年1月16日)	36	72,476,529	59,296,320	13,180,209
(平成21年2月2日)	66	295,180,771	95,915,658	199,265,113
(平成21年2月16日)	81	240,266,739	201,369,110	38,897,629
(平成21年3月2日)	76	345,640,329	121,304,787	224,335,542
(平成21年3月16日)	64	197,066,226	156,642,494	40,423,732
合計	(延べ) 345	1,177,474,342	657,043,551	520,430,791

### 3. 主要3公告を含めた公告全体の実施状況

振り込め詐欺救済法においては、上記のほかにも、被害者への財産的被害の迅速な回復等に資するため多岐にわたる公告が規定されており、機構が平成20年度中に実施した公告の状況は、以下のとおりです。

表3 「平成20年度中の公告の実施状況」

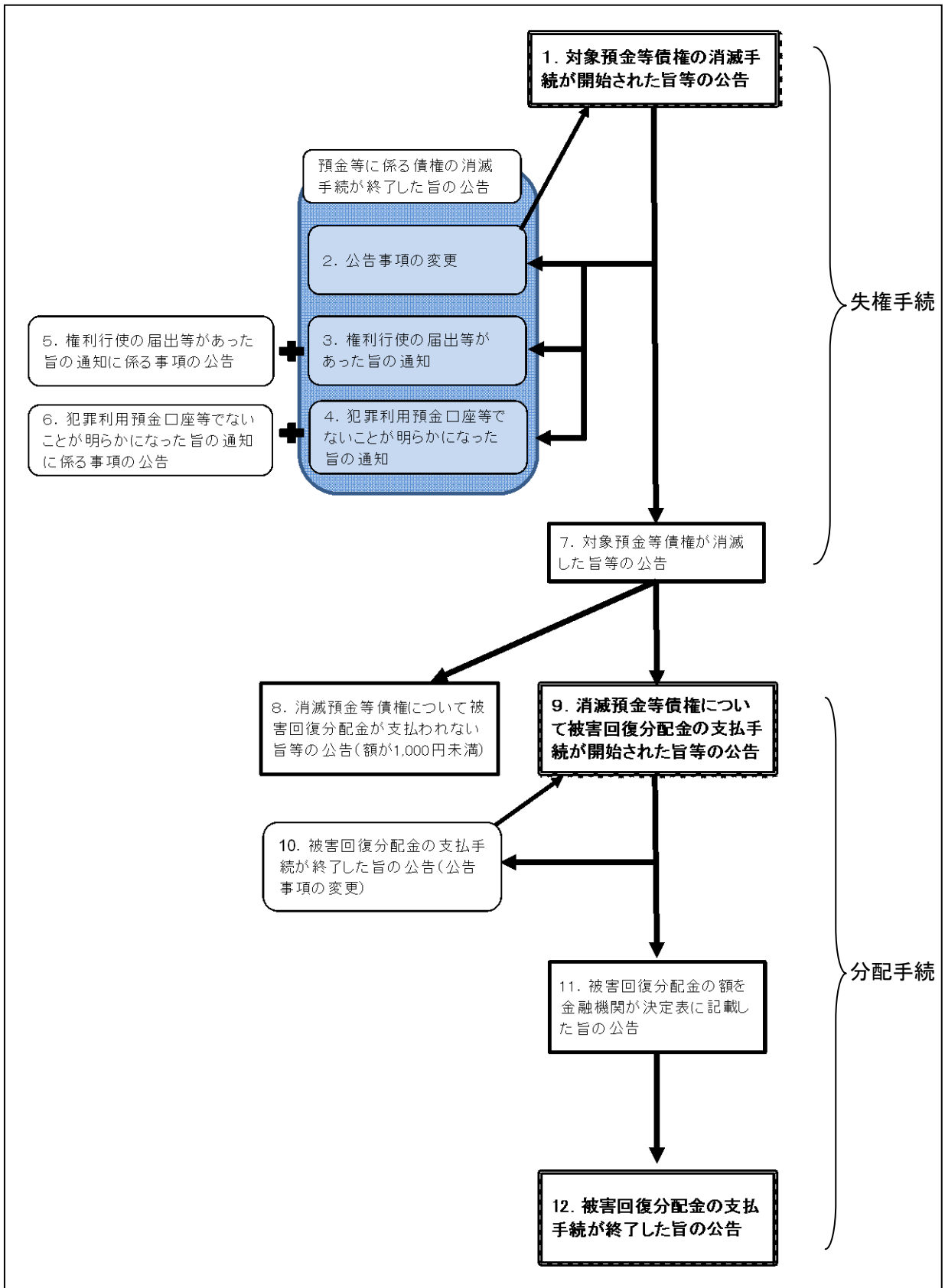
No.	公告文題名	回数	金融機関数	口座数 (件)	債権の額 (円)
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	16	452	130,003	8,439,056,179
2	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	76	143	1,160	201,756,155
3	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(権利行使の届出等があった旨の通知)	37	23	69	63,375,111
4	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知)	31	12	51	9,086,109
5	権利行使の届出等があった旨の通知に係る事項の公告	37	23	69	63,380,410
6	犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知に係る事項の公告	31	12	51	9,086,109
7	対象預金等債権が消滅した旨等の公告	11	392	93,968	6,877,183,441
8	消滅預金等債権について被害回復分配金が支払われない旨等の公告(額が1,000円未満)	16	334	48,254	23,881,134
9	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	11	361	45,691	6,745,162,196
10	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	45	41	269	661,798,961
11	被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告	9	175	4,270	1,020,557,038
12	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	9	211	—	1,177,474,342

(注) 「口座数」「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。

表4 「公告の内容および公告対象情報」

No.	公告文題名	公告の内容	公告対象情報	根拠規定 (法：法律、規：施行規則)
1	対象預金等債権の消滅 手続が開始された旨等 の公告	口座名義人の権利（＝預 金等債権）を消滅させる ための手続を開始するも の	金融機関名・口座番号・口 座名義・対象預金等債権の 額・権利行使の届出方法お よび期間（原則 60 日）等	〔法第 5 条第 1 項〕
2	預金等に係る債権の消 滅手続が終了した旨の 公告（公告事項の変更）	1. の公告について、内容 に変更があり預金等債権 を消滅させるための手続 を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	〔規第 9 条第 2 項〕
3	預金等に係る債権の消 滅手続が終了した旨の 公告（権利行使の届出等 があった旨の通知）	1. の公告について、権利 行使の届出等があり預金 等債権を消滅させるため の手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	〔法第 6 条第 3 項〕
4	預金等に係る債権の消 滅手続が終了した旨の 公告（犯罪利用預金口座 等でないことが明らか になった旨の通知）	1. の公告について、犯罪 利用預金口座等でないこ とが明らかになり預金等 債権を消滅させるための 手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	〔法第 6 条第 3 項〕
5	権利行使の届出等があ った旨の通知に係る事 項の公告	対象となった公告対象情 報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・対象預金等債権の 額・終了の理由等	〔規第 10 条第 2 項〕
6	犯罪利用預金口座等で ないことが明らかにな った旨の通知に係る事 項の公告	対象となった公告対象情 報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・対象預金等債権の 額・終了の理由等	〔規第 10 条第 2 項〕
7	対象預金等債権が消滅 した旨等の公告	1. の公告について、権利 行使の届出等がないため 預金等債権が消滅するも の	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額・債権が消滅した日等	〔法第 7 条・規第 11 条第 2 項〕
8	消滅預金等債権につい て被害回復分配金が支 払われない旨等の公告 （額が 1,000 円未満）	消滅した預金等債権の額 が 1,000 円未満であるた め被害者への支払いが行 われないもの	金融機関名	〔法第 8 条第 3 項〕
9	消滅預金等債権につい て被害回復分配金の支 払手続が開始された旨 等の公告	消滅した預金等債権を被 害者に支払うための手続 を開始するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額・支払申請の方法および 期間（原則 60 日）等	〔法第 11 条第 1 項〕
10	被害回復分配金の支払 手続が終了した旨の公 告（公告事項の変更）	9. の公告について、内容 に変更があり被害回復分 配金を支払うための手続 を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	〔規第 16 条第 2 項〕
11	被害回復分配金の額を 金融機関が決定表に記 載した旨の公告	被害者へ支払う分配額を 決定し、決定表を作成し たことを公告するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額・7. の公告日等	〔法第 16 条第 4 項・規第 28 条第 2 項〕
12	被害回復分配金の支払 手続が終了した旨の公 告	被害者への分配金の支払 いが終了したことを公告 するもの	金融機関名・終了理由 ・消滅預金等債権の額・被 害者への支払総額・預金保 険機構への納付予定額等	〔法第 18 条第 2 項・規第 31 条第 2 項〕

図1 各種公告の流れ



#### 4. 公告の利用状況

##### (1) 閲覧件数等

機構が行っている公告のホームページへのアクセスは、公告を開始した20年7月から21年3月までに約50万件となっています。

また、犯罪被害者あるいは口座名義人等の方々からの相談・問い合わせは、20年7月から21年3月までに約2千件となっています。最近の相談・問い合わせの内容で多いものは、被害者救済の仕組みがどのようなになっているのかといった質問、被害者がとるべき手続に関する質問、また公告の見方やホームページ上の口座検索の方法に関する質問等となっています。

アクセス件数 単位：件

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
110,341	55,179	41,131	52,820	48,890	61,530	45,894	48,755	37,711	502,251

問い合わせ件数 単位：件

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
314	165	129	150	98	161	110	688	187	2,002

##### (2) 利用金融機関

対象金融機関は、法律において、銀行（ゆうちょ銀行、外国銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及びこれらの連合会とされています。

平成20年6月21日（法律施行日）時点の対象金融機関は1,762先で、預金保険制度の対象外の農漁協や外国銀行が含まれているため、預金保険制度を利用している金融機関609先に比べ幅広い金融機関がこの制度を利用できることとなっています。3月31日までにこの制度を利用した金融機関は452先となっています。

図2 対象金融機関

	銀行	信用金庫	労働金庫	信用協同組合	農林中央金庫・農漁協	水産加工業協同組合	商工組合中央金庫
対象先数	213	281	14	165	1,039	49	1
制度利用先数	131	213	7	58	42	0	1



## 5. 公告事務の概要

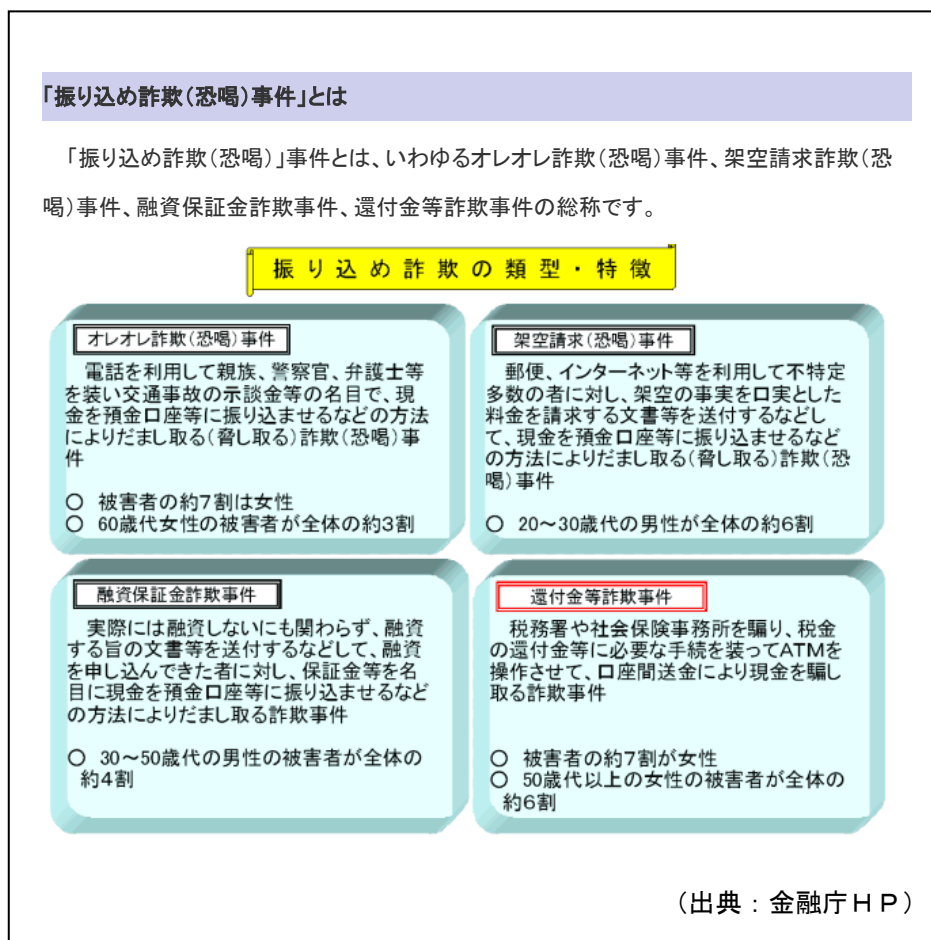
### (1) 振り込め詐欺救済法の趣旨

振り込め詐欺救済法は、預金口座等への振り込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払のため、預金に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復に資することを目的としています。

一般的に対象となる犯罪行為としては、オレオレ詐欺・架空請求詐欺、融資保証金詐欺・還付金等詐欺の振り込め詐欺のほか、ヤミ金融等が該当します。

被害に遭われた方は、この法律に定める手続を経て、振込先である名義人の権利が消えた口座の残高を上限として、被害回復分配金の支払を受ける方法により、被害回復を受けることが可能です。

図3 振り込め詐欺事件



## (2) 公告手続の流れ

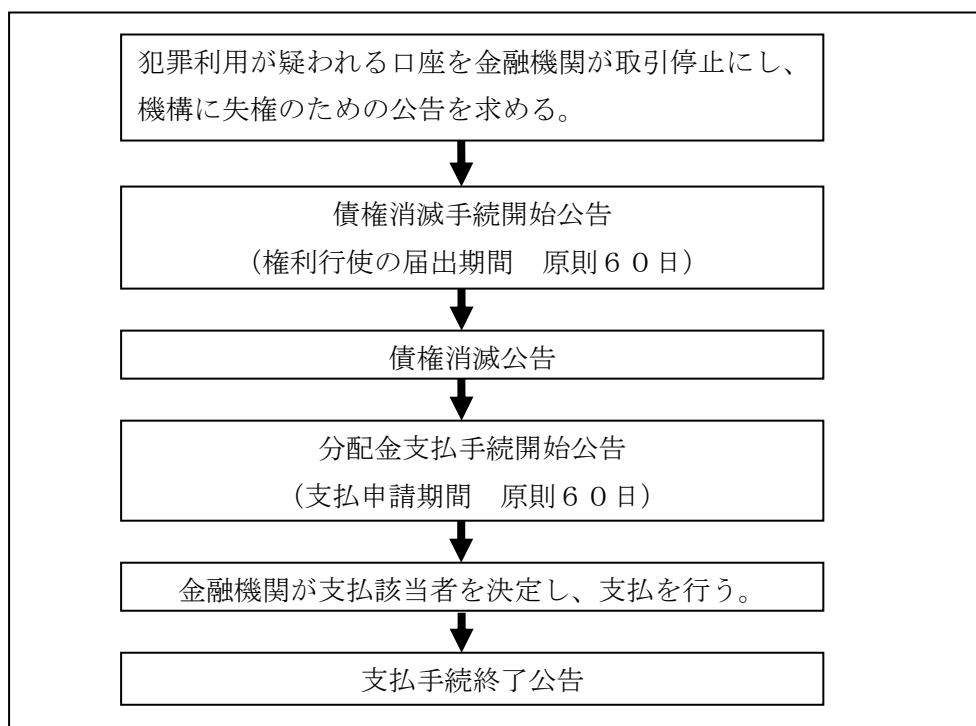
金融機関は、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、その預金口座について取引停止等の措置を実施しますが、その預金口座が犯罪利用預金口座等であると疑うに足る相当な理由があると認めるときは、預金保険機構に対し、その預金口座について債権消滅手続開始公告を求めることとされています。

公告手続は大きく分けて、債権消滅のための手続と分配金支払のための手続となります。分配を受けるまでの公告手続に要する期間としては、法律上、債権消滅のための権利行使の届出期間は60日以上、その後、債権消滅公告を経て、分配金支払のための支払申請期間として30日以上とされています。実際の業務では、原則として、権利行使の届出期間は60日、支払申請期間は60日で取り扱っています。この後、金融機関において、申請人が分配金の支払を受けられる者であるか否か等の決定を行った後、支払が行われます。

被害者への支払については、必ずしも被害額そのものではなく、消滅預金等債権の額に、金融機関が認定した被害者の被害額の被害総額に対する割合を乗じたものとなります。

分配金支払後に残余財産があるときは、金融機関は、その残余財産を機構に納付します。残余財産は、法律において、一定割合を預金口座の名義人救済のための支払に充て、その残りを犯罪被害者等の支援の充実にために支出することとされています。

図4 手続の流れ

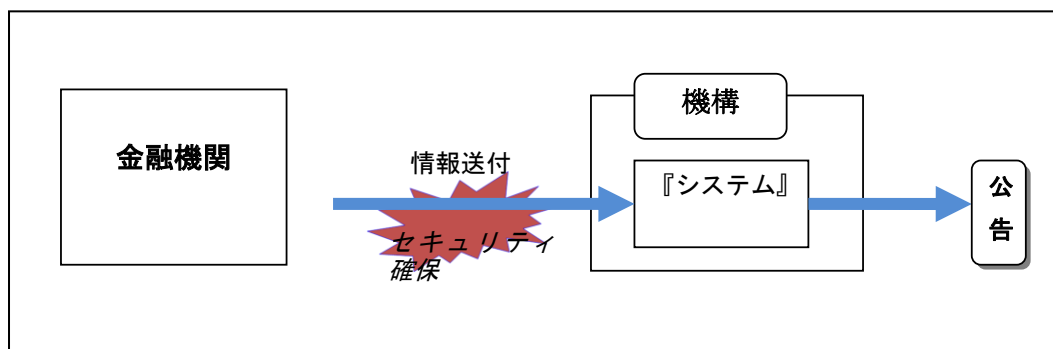


### (3) 公告に係るシステムの概要

振り込め詐欺救済法に基づく公告に関する情報は、金融機関から電磁的方法により送付されます（法 34 条）。送付された情報は、機構が保有するシステムの中で、所定の事項が記載されているか等の形式上のチェック等の処理が行われ、一定期間ごとに機構のホームページにおいて公告されます。

この電磁的方法は、インターネットを利用したデータ送信によるものであるため、SSL方式（Secure Socket Layer。インターネット上でのクレジットカード取引時などに利用されているセキュリティを確保した通信方式。）や電子認証を用いる等、データ改ざん防止等の方策を万全に講じています。送付されたデータの形式上のチェックの結果、機構は必要に応じて、金融機関にその補正を求めることができます（法 5 条 3 項、法 11 条 3 項）。

図5 システムの概要



#### (4) 金融機関から預金保険機構に納付される金銭の仕組み・用途

##### ① 納付される金銭の仕組み

金融機関は預金保険機構に対して、預金債権が消滅手続を経た後その金額が千円未満であるときは債権額を、また、分配金支払手続完了後に被害者に分配されない預金債権額が残っているときは債権残額について納付することとされており（法19条）、原則として各四半期分が翌期に納付されます。

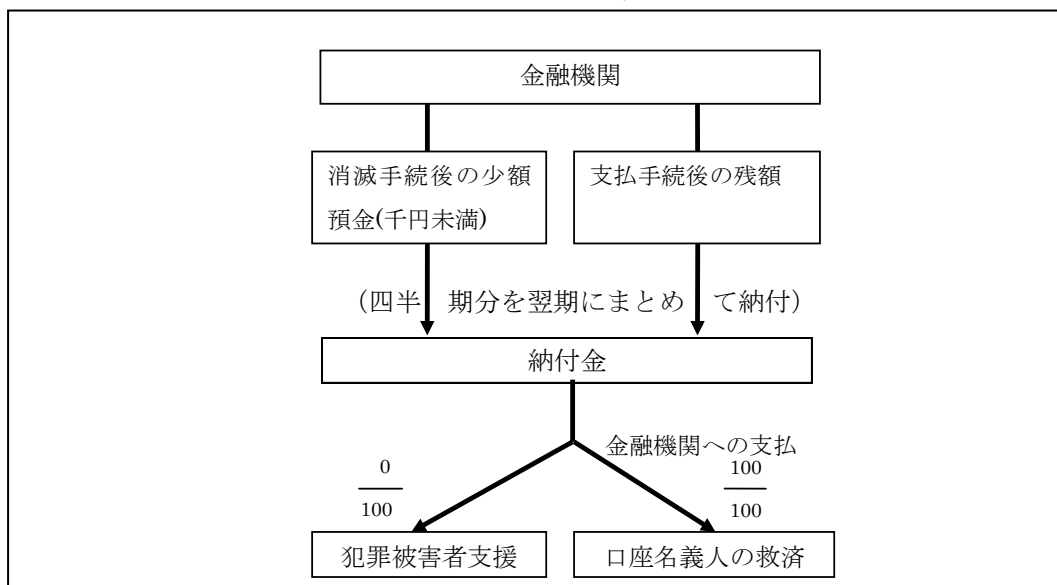
##### ② 納付される金銭の用途

納付金の用途は、犯罪被害者の支援の充実のために支出するとされる一方、金融機関が一定の場合において、口座名義人の権利救済のために支払った金額を機構に請求できる制度があり、法律において、省令で定める納付金の一定割合はこの制度の支払に充てることとされています。平成20年6月に施行された省令では、この一定割合が百分の百と規定されているため、現時点では納付金はすべて口座名義人の権利救済のために充てることとされています。

##### ③ 納付金の管理

金融機関からの納付金については、他の資金と混同することがないように、機構では納付金専用の口座を設けて分別して管理しています。

図6 納付金の仕組み



(5) 手数料の徴収及び借入金の流れ

機構は、システム経費、人件費等の公告業務に要する費用について、運営委員会の議決を経て定める手数料を、公告を利用した金融機関から徴収することとしています。

手数料は、金融機関から翌年度 8 月に徴収することが予定されているため、現在公告業務の運営は借入金によって行っています。これまで借入金調達のための入札を 3 回実施しており、21 年 3 月末日の借入金残高は 2 億 1 千万円となっています。

図 7 手数料及び借入金の流れ

